

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく
漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (農林水産経営支援課)

○昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号(海岸保全区域の指定)の一部
改正 (農村整備課)

○道路の区域変更 (道 路 課)

○道路の供用開始 (同 課)

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(四件) (道 路 課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育企画室)

○教育委員会定例会の開催

○博物館の登録

正 誤

○宮城県公報第二六〇二号(平成二十六年十月二十四日付け)中

告 示

○宮城県告示第八百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一一五〇〇七〇五	株式会社プラス・ワン福祉舎 大崎市松山金谷字金田九十三番地一	生活介護	株式会社プラス・ワン福祉舎	平成二十六年十一月一日

○宮城県告示第八百八十八号

平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月七日から施行する。

平成二十六年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百二十五条の二に掲げる漁業(わかめ養殖業)の表中

宮城県第47加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち番所、泊浜、尾崎、田の頭の区域
宮城県第48加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち中山、名足、北の沢、大沼、大磯、長架、馬場、石浜、平棚、松崎、田の浦、田茂川、長沢、南の沢、上の山の区域
宮城県第49加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち港、中野、草木沢、浪板の区域
宮城県第50加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち非の浜、森畑、平松、大森、皿目、寄木、町向、伊里前、崎畑、菅の浜、栴沢、館浜、板橋、稲刈の区域

宮城県第47加入区	(欠番)
宮城県第48加入区	(欠番)
宮城県第49加入区	(欠番)
宮城県第50加入区	(欠番)

改め、

宮城県第104加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区
------------	----------------------

宮城県第104加入区	宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区
宮城県第105加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち韭の浜の区域
宮城県第106加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち森畑、砂浜の区域
宮城県第107加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち平松の区域
宮城県第108加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち大森の区域
宮城県第109加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち寄木の区域
宮城県第110加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち町向、皿貝の区域
宮城県第111加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち峰畑の区域
宮城県第112加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち柗沢の区域
宮城県第113加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち伊里前の区域
宮城県第114加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち管の浜の区域
宮城県第115加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち館浜の区域
宮城県第116加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち板橋の区域
宮城県第117加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち長柴の区域
宮城県第118加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち小沼の区域
宮城県第119加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち港の区域
宮城県第120加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち中野の区域
宮城県第121加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち草木沢の区域

宮城県第122加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち浪板の区域
宮城県第123加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち番所の区域
宮城県第124加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち泊浜の区域
宮城県第125加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち尾崎の区域
宮城県第126加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち田の頭 <small>の</small> 区域
宮城県第127加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち大磯、大沼の区域
宮城県第128加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち馬場 <small>の</small> 区域
宮城県第129加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち中山 <small>の</small> 区域
宮城県第130加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち名足、北の沢 <small>の</small> 区域
宮城県第131加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち松崎 <small>の</small> 区域
宮城県第132加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち石浜 <small>の</small> 区域
宮城県第133加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち平棚 <small>の</small> 区域
宮城県第134加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち田の浦 <small>の</small> 区域
宮城県第135加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち田茂川、南の沢 <small>の</small> 区域
宮城県第136加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち長沢 <small>の</small> 区域
宮城県第137加入区	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち上の山、長羽、吉野、沢 <small>の</small> 区域

なお、
 ○宮城県告示第八百八十九号
 昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
 平成二十六年十一月七日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 「同 同 同 阿勢ヶ浦（5線…塩釜市浦戸寒風沢字阿勢ヶ浦一番地より堤防法線）」

仙台湾 岸 地区海 地先海岸

補助点 塩竈市浦戸寒風沢字彦和田五三番地の北緯三八度二〇分... (緯度経度表)

に改める。

○宮城県告示第八百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を... (告示内容)

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 道路名 塩釜巨理線
三 道路の区域

Table with columns for '変更の区間' (Change Area), '変更前後' (Before/After Change), '敷地の幅員' (Plot Width), and '敷地の延長' (Plot Length). Rows include '多賀城市町前一丁目一〇八番一地从先から' and '多賀城市町前四丁目二二番一地从先から'.

○宮城県告示第八百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

Table with columns for '道路の種類' (Road Type), '路線名' (Route Name), '供用開始の区間' (Supply Start Area), and '供用開始年月日' (Supply Start Date). Rows include '塩釜巨理線' and '多賀城市町前一丁目二二番一地从先から'.

○宮城県告示第八百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年十一月七日

一 施行者の名称

気仙沼市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 二 都市計画事業の種類及び名称
- 1 種類
気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 名称
赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間
平成二十五年四月五日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 取用の部分
都市計画事業の認可（平成二十五年四月五日宮城県告示第三百二十二号）の事業地のうち、宮城県気仙沼市赤岩宮口下、赤岩港、赤岩五駄鱈、赤岩老松並びに松崎北沢地内において事業地の一部を変更し、赤岩館森を削る。
- 2 使用の部分
都市計画事業の認可（平成二十五年四月五日宮城県告示第三百二十二号）に宮城県気仙沼市赤岩港、赤岩五駄鱈並びに松崎北沢地内を追加する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品及び納入予定数量
1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 千九百四十七トン
2 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 百七十トン
3 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 百五十一キログラム
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県仙台土木事務所 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十月二十二日
- 四 落札者の名称及び所在地

- 1 一の1の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
- 2 一の2の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
- 3 一の3の購入物品 二十一環境事務所株式会社 山形県山形市城西町二丁目八番二十三号

- 五 落札金額
- 1 一の1の購入物品 二十三円七十六銭（一キログラム当たり）
- 2 一の2の購入物品 二十八円八銭（一キログラム当たり）
- 3 一の3の購入物品 四十六円四十四銭（一リットル当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十六年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品及び納入予定数量
1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 千五百八トン
2 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 七十二キログラム
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県北部土木事務所 宮城県大崎市旭四丁目一番一号
 - 三 落札者を決定した日 平成二十六年十月二十三日
 - 四 落札者の名称及び所在地
1 一の1の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
2 一の2の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台三十五番一号
 - 五 落札金額
 - 1 一の1の購入物品 二十五円七十銭（一キログラム当たり）
 - 2 一の2の購入物品 四十六円四十四銭（一リットル当たり）
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月二日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品及び納入予定数量

1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分）
（単価契約） 七百五十トン

2 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分）（単価契約） 三百九十トン

3 凍結防止剤（液状塩化カルシウム、八トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分）（単価契約）
四キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県東部土木事務所 宮城県石巻市東中里二丁目一番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十月二十三日

四 落札者の名称及び所在地
1 一の1の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
2 一の2の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号

3 一の3の購入物品 不調

五 落札金額
1 一の1の購入物品 二十八円七十二銭（一キログラム当たり）
2 一の2の購入物品 二十九円五十九銭（一キログラム当たり）

3 一の3の購入物品 不調

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十六年十一月七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品及び納入予定数量
1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千八百六十トン

2 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約）
三十五キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県大河原土木事務所 宮城県柴田郡大河原町字南二一九番地一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十月二十八日

四 落札者の名称及び所在地
1 一の1の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
2 一の2の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台三十五番一号

五 落札金額
1 一の1の購入物品 二十六円三十五銭（一キログラム当たり）
2 一の2の購入物品 四十六円四十四銭（一リットル当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年十一月七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項
1 調達案件及び数量 スクールアグリメントの購入 七千四百七十三ライセンス

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十七年二月十三日まで

4 納入場所 宮城県教育庁教育企画室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十六年十一月二十五日（火）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班（担当 高橋 堅 電話〇二二―二二―一三六一二）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限
平成二十六年十一月十七日（月）午後五時

3 入札書の提出期限等
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十六年十二月十一日（木）午前九時から平成二十六年十二月十六日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
入札書の提出期限等 平成二十六年十二月十六日（火）午後五時まで（郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、簡易書留郵便にて提出期限までに到達すること。）

ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時及び場所へ提出できるものとする。

4 開札の日時及び場所
平成二十六年十二月十八日（木）午後二時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階一六〇一会議室

5 入札者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を平成二十六年十二月一日（月）午後五時までにシステムにより提出すること。

ただし、郵送による場合は、平成二十六年十一月二十八日（金）午後五時までに1の場所に到

達すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百零三条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する金額を加算した金額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Number of Items : School Agreement purchase (7473 licenses)

2 Deadline for Delivery : February 13, 2015

3 Place of Delivery : Education Planning Division, Miyagi Prefectural Board of Education Secretariat (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture)

4 Deadline for Bids : December 16, 2014, 5 : 00 pm.

5 Time and Place of Bid Execution : December 18, 2014, 2 : 00 pm., Miyagi Prefectural Office, 16th Floor, Conference Room 1601

6 Contact Information : Ken Takahashi, Information Technology Promotion Section, Miyagi

Prefectural Board of Education Secretariat 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture
980-8423 JAPAN Tel : 022-211-3612

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十六年十一月七日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一日 時 平成二十六年十一月十三日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三事 件

第一号議案 職員の仕事について

第二号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

○宮城県教育委員会告示第十七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次のとおり博物館として登録した。

平成二十六年十一月七日

宮城県教育委員会

一 博物館の名称 塩竈市杉村惇美術館

<p style="text-align: right;">○宮城県公報第二六〇二号（平成二十六年十月二十四日付け）中</p> <p style="text-align: center;">正 誤</p> <p style="text-align: center;">ページ 行</p> <p style="text-align: center;">四 前 二 行 行 目</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">同</td> <td style="padding: 5px;">同</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">同</td> <td style="padding: 5px;">小麦</td> </tr> </table>	同	同	同	小麦	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">正 誤</p>	<p>二 博物館の所在地 塩竈市本町八番一号</p> <p>三 設置者の名称及び住所 塩竈市 塩竈市旭町一番一号</p> <p>四 登録記号番号 宮城県第二十四号</p> <p>五 登録年月日 平成二十六年十月三十日</p>
同	同					
同	小麦					